

総合評価にかかる評価項目及び評価基準

技術提案項目			求める提案内容	評価の項目(審査の視点)	配点 (加算点)	加算点の評価方法	様式等
No.	分類	提案項目					
1	1 ・事業計画に関する事項	1) 本事業の理解度	・本事業の目的達成のため、設計・施工一括発注方式の利点及び本事業の内容について説明を求める。	要求水準書記載事項を踏まえ、本事業の理解度について、以下の項目について評価する。 ①設計・施工一括発注方式の理解度 ⇒設計・施工一括発注方式の利点の理解度を確認する。 ②本事業の理解度 ⇒本事業の目的、背景や地域特性、制約事項の理解度を確認する。	2	A:①、②それぞれが妥当である (2点) B:①、②のうち、1項目が妥当である (1点) C:上記以外 (0点)	様式 別紙2-1
2	2 ・設計・施工に関する事項	1) ダクタイル鋳鉄管の異形管防護	・ダクタイル鋳鉄管布設区間における管継手は、その口径に応じた耐震継手を採用する。このため、管路設計における高水圧部で不平均力が作用する箇所での確実な異形管防護対策について、設計上留意すべき点を踏まえた対応策に関する具体的な提案を求める。	異形管防護対策について、留意すべき点を踏まえた対応策で評価できる提案項目の項目数について評価する。	2	A:有効な提案項目が2項目以上 (2点) B:有効な提案項目が1項目 (1点) C:上記以外 (0点)	様式 別紙2-2
3		2) コンクリート構造物のひび割れ抑制対策	・本事業におけるポンプ場や配水池等のコンクリート構造物は、長期間の供用を期待することから、その耐久性等の品質確保が重要である。このため、コンクリート構造物の耐久性に大きな影響を及ぼすひび割れを抑制する対策について、具体的な提案を求める。	コンクリートのひび割れ抑制対策として、以下の項目に関する実現性及び有効性のある提案について評価する。 ①コンクリート配合及び使用材料 ②養生方法 ③施工上の工夫	2	A:①～③すべての提案が妥当である (2点) B:①～③のうち、2項目が妥当である (1点) C:上記以外 (0点)	様式 別紙2-3
4		3) 工期の確実性	・本事業は、発注時に示す工期割りに従い、効率的に進めることとなるため、各工区における調査、設計及び工事の必要項目を網羅した工程表の提案を求める。工程表は要求水準書記載事項及び以下の点に留意して作成すること。 (工程表作成上の留意点) (1)本事業は令和3年10月1日から着手することとして工程を作成すること。 (2)大阪広域水道企業団の休日に関する条例第2条の規定に定める日は休日として工程を作成すること。ただし、工程線は連続した表記とすること。	本事業の工程について、以下の項目について評価する。 ①全体及び各工区の工期設定が妥当である。 ②泉北・河南・柏原ルート及び千早赤阪村内連絡管それぞれの完成日の日付(R●年●月)が記載されている。 ③工事完了後の洗管、通水時期が示されている。	2	A:①～③すべての提案が妥当である (2点) B:①～③のうち、2項目が妥当である (1点) C:上記以外 (0点)	様式 別紙2-4
5		4) 環境対策	・別図11に示すポンプ場築造予定地は閑静な場所であり、ポンプや発電機稼働時の騒音について配慮する必要があるため、騒音対策について、具体的な提案を求める。 また、当該ポンプ場築造予定地の周辺農地の営農条件に対する影響(日照時間)を最小限にするために必要な対策方法について、具体的な提案を求める。	ポンプ設備の騒音対策及び日照時間確保対策について、以下の項目に関する実現性及び有効性のある提案について評価する。 ①ポンプや発電機稼働時の騒音対策の提案 ②周辺農地の日照時間確保のためのポンプ棟の配置方針等に関する提案	2	A:①、②それぞれが妥当である (2点) B:①、②のうち、1項目が妥当である (1点) C:上記以外 (0点)	様式 別紙2-5
6		5) 地域環境に対する配慮	・管布設工事の一部区間については、民家が密集しており、また工事区域には学校の通学路やバス路線としても使用されているため、工事期間中の安全対策等、地域や住民への配慮について、具体的な提案を求める。	地域・住民への配慮について、以下の項目に関する有効性のある提案について評価する。 ①通行の安全確保のための対策 ②工事区域内における施工中の騒音及び土砂搬出時等の粉塵対策	2	A:①、②それぞれが妥当である (2点) B:①、②のうち、1項目が妥当である (1点) C:上記以外 (0点)	様式 別紙2-6

総合評価にかかる評価項目及び評価基準

技術提案項目			求める提案内容	評価の項目(審査の視点)	配点 (加算点)	加算点の評価方法	様式等
No.	分類	提案項目					
7	2 設計・施工に関する事項	6) 維持管理性を考慮した管路設計	<p>・管路の設計(ポンプ場内を除く)にあたり、配慮すべき項目及び将来の維持管理性を考慮した水道施設の設置について具体的提案を求める。</p>	<p>・管路の設計にあたり、必要な水道施設(仕切弁、空気弁及び排水設備(排水弁))の以下の項目に関する提案について評価する。</p> <p>①水道施設(仕切弁、空気弁及び排水設備(排水弁))それぞれが適切に機能するために設置すべき位置 ②水道施設(仕切弁、空気弁及び排水設備(排水弁))それぞれの維持管理性を考慮した設置場所</p>	2	<p>A: ①、②それぞれが妥当である (2点) B: ①、②のうち、1項目が妥当である (1点) C: 上記以外 (0点)</p>	様式 別紙2-7
8			<p>・要求水準書記載事項を踏まえ、管路上に設置する拠点給水設備の以下の項目に関する提案について評価する。</p> <p>①拠点給水設備が適切に機能するために設置すべき位置 ②拠点給水設備の維持管理性を考慮した設置場所</p>	2	<p>A: ①、②それぞれが妥当である (2点) B: ①、②のうち、1項目が妥当である (1点) C: 上記以外 (0点)</p>	様式 別紙2-8	
9		7) その他特筆すべき創意工夫	<p>・本事業において有効かつ効果的となる特筆すべき創意工夫について、具体的提案を求める。ただし、他の提案項目において、既に提案した内容と重複する場合は評価しない。</p> <p>①コスト縮減 ②発注者の負担軽減 ③品質向上 ④各年度における出来高確保の確実性</p>	<p>本事業において有効かつ効果的となる特筆すべき創意工夫を、以下の項目に関する提案について評価する。</p> <p>①コスト縮減 ②発注者の負担軽減 ③品質向上 ④各年度における出来高確保の確実性</p>	4	<p>A: ①～④すべての提案が妥当である (4点) B: ①～④のうち、3項目が妥当である (3点) C: ①～④のうち、2項目が妥当である (2点) D: ①～④のうち、1項目が妥当である (1点) E: 上記以外 (0点)</p>	様式 別紙2-9

総合評価にかかる評価項目及び評価基準

技術提案項目			求める提案内容	評価の項目(審査の視点)	配点 (加算点)	加算点の評価方法	様式等
No.	分類	提案項目					
10	3 ・ 施 工 実 績	1) 優良な工事 成績点の有無	<p>大阪広域水道企業団発注(単価契約によるものを除く。)の水道施設工事又は土木一式工事で、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間において完成検査を受け、工事成績点85点以上、80点以上84点以下、75点以上79点以下(以下、「優良な工事成績点」という。)と判定された実績の有無。 ○実績については、入札参加者である特定建設工事企業体の代表者の実績について評価するものとする。 ○特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員として参加していた施工実績にあっては、出資比率20%以上のものに限る。</p> <p>※優良な工事成績点の加算点の複数行使は認めない。</p> <p>優良な工事成績点による加算点は、当該成績を取得した対象工事毎に令和3年度において1回に限り申請することができる。ただし、申請者が今回の入札で落札候補者にならなかった場合には、今回の入札における落札候補者決定日以降に公告される工事に限り、再度、当該対象工事にかかる優良な工事成績点を申請することができる。</p> <p>なお、今回の入札公告において申請した優良な工事成績点を用いて既に落札候補者になっている場合又は本事業の入札公告日から落札候補者決定日までの間に他の工事に申請していることが判明した場合には、その判明した時期により次の①～③の措置を行う。 ①落札候補者となる迄に判明した場合は本技術提案書を無効とする。 ②落札候補者になった時点から落札決定迄に判明した場合は失格とする。 ③落札決定以後に判明した場合において、次年度の工事に本項目の加算点の申請はできないものとする。(次順位者以降の者が落札候補者となった場合についても同様に扱う。) ただし、対象となる入札公告が企業団の責により取り止めとなった場合は、取り止めとなった入札公告において行った加算点申請は無かったものとし、①～③の措置は行わない。</p> <p>入札公告の「登録業種」欄に記載される業種が「水道施設工事及び土木一式工事」又は「土木一式工事」で、かつ、発注金額が13億5千万円以上の工事であることとする。ただし、工事公告等により発注金額が確認できない場合は、契約金額による評価とする。</p> <p>優良な工事成績点を取得した対象工事であっても、平成23年4月1日以降に大阪広域水道企業団から入札参加停止の措置を受けた場合で、かつ優良な工事成績点を取得した対象工事の検査日が当該入札参加停止措置の期間の末日以前となっているときは、優良な成績点による加算点を付与しない。</p>	3	<p>A: 大阪広域水道企業団発注工事における優良な工事成績点 ・85点以上(過去5か年度の取得成績) (3点) B: 大阪広域水道企業団発注工事における優良な工事成績点 ・80点以上84点以下(過去5か年度の取得成績) (2点) C: 大阪広域水道企業団発注工事における優良な工事成績点 ・75点以上79点以下(過去5か年度の取得成績) (1点)</p> <p><u>A～Cの重複申請不可 最大3点</u></p>	様式 別紙3-1	
11			2) 工事成績点 に係る減点	<p>大阪広域水道企業団発注(単価契約によるものを除く。)の水道施設工事又は土木一式工事で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において完成検査を受け、工事成績点70点未満と判定された実績の有無。 ○実績については、入札参加者である特定建設企業体の代表者の実績について評価するものとする。 ○特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員として参加していた施工実績にあっては、出資比率20%以上のものに限る。</p>	-10	<p>大阪広域水道企業団発注工事における工事成績点の減点 ・70点未満(過去1か年度の取得成績点)</p>	申請の必要なし
12		3) 配置予定技術者(監理技術者)の担当工事 成績	<p>大阪広域水道企業団発注(単価契約によるものを除く。)で、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に完成、引渡しが完了した「水道施設工事及び土木一式工事」又は「土木一式工事」において、監理技術者として従事し、80点以上、75点以上79点以下の成績を取得した技術者の配置予定の有無。(配置予定技術者を複数記載している場合は、全員が80点以上の工事成績を有する場合80点以上の評価、全員が75点以上の工事成績点を有する場合75点以上79点以下の評価。)</p>	2	<p>A: 大阪広域水道企業団発注工事における配置予定技術者の担当工事成績点 ・80点以上(過去5か年度の取得成績) (2点) B: 大阪広域水道企業団発注工事における配置予定技術者の担当工事成績点 ・75点以上79点未満(過去5か年度の取得成績) (1点)</p> <p><u>A、Bの重複申請不可 複数名記時は、全ての成績点が対象 最大2点</u></p>	様式 別紙3-2	
13		3 1 2 企業 の 貢 献 度	4) 企業の 貢献度	<p>平成31年4月1日以降に大阪広域水道企業団が発注した水道用水供給事業及び工業用水道事業の漏水修理及び給水施設閉栓工事(単価契約)の入札参加実績の有無。 ただし、予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の額での応札実績について評価するものとする。</p>	1	<p>A: 入札参加実績が確認できる (1点) B: 実績なし (0点)</p>	様式 別紙3-3
14		3 1 3 企業 及 び 配 置 予 定 技 術 者 実 績	5) 企業の施工 実績	<p>国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年2月15日政令第34号)第1条第1項各号に規定する法人が発注した工事で、平成23年4月1日から公告日までの間に、元請人として受注した以下の工事実績の項目数について評価する。 ○実績については、入札参加者である特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員の実績について評価するものとする。 ○特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員として参加していた施工実績にあっては、出資比率20%以上のものに限る。</p> <p>①口径700mm以上の取水、導水、浄水、送配水管路のダクタイル鋳鉄管(耐震継手)の開削工法による施工完了実績 ②口径350mm以上の取水、導水、浄水、送配水管路のダクタイル鋳鉄製または鋼製の水管橋(圧力水管に限る)による施工完了実績 ③外装管口径900mm以上の取水、導水、浄水、送配水管路における推進工事による施工完了実績 ④取水、導水、浄水、送配水施設におけるポンプ場(送配水能力:5,000m³/日以上)築造の施工完了実績 ⑤送配水管路布設にかかる設計施工一括発注方式による工事の受注実績</p>	4	<p>A: ①～⑤すべての実績が確認できる (4点) B: ①～⑤のうち、4項目の実績が確認できる (3点) C: ①～⑤のうち、3項目の実績が確認できる (2点) D: ①～⑤のうち、2項目の実績が確認できる (1点) E: 実績が確認できる項目が1項目以下 (0点)</p>	様式 別紙3-4
15		3 1 3 企業 及 び 配 置 予 定 技 術 者 実 績	6) 配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)の施工実績	<p>国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年2月15日政令第34号)第1条第1項各号に規定する法人が発注した工事で、平成23年4月1日から公告日までの間に、着工から完成まで全期間(専任を要しない期間を除く)に監理技術者として従事した以下の工事実績の項目数について評価する。 ○実績については、入札参加者である特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員の実績について評価するものとする。 ○特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員として参加していた施工実績にあっては、出資比率20%以上のものに限る。</p> <p>①口径700mm以上の取水、導水、浄水、送配水管路のダクタイル鋳鉄管(耐震継手)の開削工法による施工完了実績 ②口径350mm以上の取水、導水、浄水、送配水管路のダクタイル鋳鉄製または鋼製の水管橋(圧力水管に限る)による施工完了実績 ③外装管口径900mm以上の取水、導水、浄水、送配水管路における推進工事による施工完了実績 ④取水、導水、浄水、送配水施設におけるポンプ場(送配水能力:5,000m³/日以上)築造の施工完了実績</p>	3	<p>A: ①～④すべての実績が確認できる (3点) B: ①～④のうち、3項目の実績が確認できる (2点) C: ①～④のうち、2項目の実績が確認できる (1点) D: 実績が確認できる項目が1項目以下 (0点)</p>	様式 別紙3-5

総合評価にかかる評価項目及び評価基準

技術提案項目			求める提案内容	評価の項目(審査の視点)	配点 (加算点)	加算点の評価方法	様式等		
No.	分類	提案項目							
	4 ・ 技術的 提案	各 ル ー ト に お け る 技 術 的 提 案	泉北ルート	<p>【工法選定の背景】 西除川の横断方法については、別図2及び以下の理由に示すとおり、水管橋架設案が不採用となったことから、推進工法を採用している。 ・添架対象となる市管理の橋梁の構造計算書が残っていないことから、橋梁の耐震性が確認できないため、橋梁添架案は不採用とする。 ・西除川のHWLより上に架設すると管路が道路の表面に出ることから、市の道路管理者より不許可となっているため、単独水管橋も不採用とする。</p> <p>【基本設計案】 基本設計においての設計内容は以下のとおりとしている。 (1)発進立坑の施工方法は円形φ3000の鋼管ケーシング方式(深さ20m) (2)到達立坑の施工方法は円形φ2500のライナープレート方式(深さ12m) (3)内挿管は以下の理由により鋼管を採用している。 (理由)到達立坑(円形φ2500)の立坑内のスペースが狭小なため、铸铁管で配管するとコスト面で不利となるため。 (4)内挿管口径は700mmが適正口径であるが、鋼管採用による管内面溶接を考慮し、口径800mmを採用している。</p> <p>【施工条件】 実施設計にあたり、推進工法での施工にあたっての条件は以下のとおりである。(別図2、3参照) a: 流域下水道を下越しの際、人孔下端から1m(1D)以上離隔を確保すること。 b: 流域下水道を下越しの際、FEM解析を実施し、人孔底板の変位が管理基準5mm以下であること。 c: 西除川横断の際、河床から3.68m(1.5D+2.0m)以上離隔を確保すること。 d: 発進立坑の用地として使用可能な範囲、到達立坑として使用可能な範囲は別図2のとおり。 e: 到達立坑用地は買収しており、発進立坑用地は占用を予定している。 f: 基本設計においての推進工法のルートとして通過可能な範囲を別図2に示す。 g: 西除川の平面横断角度は90度から60度である。 h: 推進工法の縦断勾配は、片勾配を基本とする(凹凸は不可)。 i: 遊水池外周の地中障害物の残置状況が不明なため、基本設計においては遊水池下の推進は採用していない。 j: 推進区間は2層構造(外装管+内挿管)とし、推進鋼管及び推進工法用ダクタイル铸铁管の採用は不可とする。 k: 到達立坑付近の農道及び市管理橋は幅員が狭いため、工事車両の通行可能か確認すること。</p>					
16					<p>・推進線形に近接している遊水池については、構築時の図面が入手できず、当時の仮設等の状況が把握できていないが、その外周部に鋼矢板等の地中残置物が支障となる可能性があり、また、同じく近接している住宅地についても、住宅や擁壁(高さ約3.5m)等への影響が懸念されるが、図面等が入手できず、擁壁の構造等が把握できていないことから、安全・確実な施工を行うための事前調査等の方法について、具体的提案を求める。</p>	<p>鋼矢板等の残置物調査及び住宅や擁壁(高さ約3.5m)等への影響を回避し、かつ安全・確実に推進施工を行うための事前調査等について、良好な提案となっているか、提案内容に対する概算費用を提示したうえで、実現性及び有効性のある提案内容について評価する。</p>	3	<p>A: 特に優れている点が認められる (3点) B: 優れている点が認められる (2点) C: 上記以外 (0点)</p>	様式 別紙4-1
17					<p>・西除川横断部の推進工法について、上記施工条件に基づき、確実な施工性及び安全性を確保した上で、コスト縮減及び施工性に配慮した最適な施工方法について、具体的提案を求める。</p>	<p>以下の項目を満足した最適な推進工法について、良好な提案となっているか、提案内容に対する概算費用を提示したうえで、実現性及び有効性のある提案内容について評価する。 ① コスト縮減(立坑深さ等) ② 施工性</p>	4	<p>A: ①、②すべてにおいて妥当な提案である (4点) B: ①、②のうち、1項目が妥当な提案である (2点) C: 上記以外 (0点)</p>	様式 別紙4-2
18					<p>・西除川横断部の推進区間の内挿管管種は、立坑寸法等の制約から、鋼管を採用しているが、将来の維持管理性を考慮し、更なる耐久性の向上を見据えた対策について、具体的提案を求める。 なお、ダクタイル铸铁管を採用する場合、管割計画を合わせて示すこと。</p>	<p>将来の維持管理性を考慮し、内挿管の更なる耐久性の向上を見据えた良好な提案となっているか、提案内容に対する概算費用を提示したうえで、実現性及び有効性のある提案内容について評価する。</p>	3	<p>A: 使用管種や施工方法等、総合的な検討がなされており、有効かつ実現的な提案として評価できる (3点) B: 有効かつ実現的な提案として評価できる (2点) C: 一般的な提案である。 (1点) D: 上記以外 (0点)</p>	様式 別紙4-3

総合評価にかかる評価項目及び評価基準

技術提案項目			求める提案内容	評価の項目(審査の視点)	配点 (加算点)	加算点の評価方法	様式等		
No.	分類	提案項目							
	4 技術的提案	各ルートにおける技術的提案	<p>柏原ルート</p> <p>【工法選定の背景】 市道駒ヶ谷飛鳥2号線橋梁部は、下部及び周囲を盛土で埋め戻されており、当該箇所の管布設方法については、別図4及び以下の理由に示すとおり、橋梁下部の盛土への埋設方式を採用している。 1) 添架対象となる市管理の橋梁の構造計算書が残っておらず、橋梁の耐震性が確認できないため、橋桁への添架案は不採用としている。 2) 橋梁管理者の許可が得られないことから、橋桁への露出配管は不可とする。 3) 周辺盛土は、施工経緯、締め固まり具合等、状態が不明であり、不等沈下が懸念されることから、橋梁周辺への開削工法による埋設は不可とする。 4) 同様に、橋梁上下流への単独水管橋の架設も不可とする。 5) 周辺の状況を勘案し、盛土の強化や盛土の入れ替え及び周辺の用地買収は不可とする。 6) 地権者との協議により、山側の用地は、買収、借地、工事いずれも不可である。 7) 盛土より下部の地盤の地質は岩盤であると推測されることから、推進工法は不採用としている。また、シールド工法もコスト面で不採用としている。</p> <p>【基本設計案】 基本設計の内容は以下のとおりとしている。 (1) 管理設部は、路床を造成し、地面で支える計画とする。 (2) 土砂流出等の非常時に備え、橋脚部に支持架台を設置し、パイプヒーム形式(3径間)とし、橋脚と橋台に荷重を伝達する構造とする。 (3) 埋設管種は、ステンレス鋼管(SUS304)とする。 (4) 橋台部(管貫通部)は、コアボーリング(ワイヤーソー切断)により開口部を設置し、布設後は開口補強鉄筋等により補強を行う。</p> <p>【施工条件】 実施設計にあたり、施工にあたっての条件は以下のとおりである。(別図4、5参照) ① 橋桁はPC構造となっているため、アンカー打設は不可とし、一切の荷重を伝達させてはならない。 ② 通常時は橋梁に常時荷重が掛からない設計とすること。 ③ 施工時には、施工ヤードとして橋梁西側(谷側)の土地の借地が可能である。</p>						
19					<p>・市道駒ヶ谷飛鳥2号線橋梁部の管布設方法については、上記基本設計案により、橋梁下部に企業団送水管(φ400)と羽曳野市配水管(φ400)を同時施工(L=約40m)で布設することとしているが、上記施工条件に基づき、確実な施工性及び安全性を確保した上で、コスト縮減や将来の維持管理性を考慮した布設方法について、具体的な提案を求める。</p>	<p>以下の項目を満足した安全確実かつ適切な布設方法について、良好な提案となっているか、提案内容に対する概算費用を提示したうえで、実現性及び有効性のある提案内容について評価する。</p> <p>① コスト縮減 ② 施工性 ③ 維持管理性</p>	3	<p>A: ①～③すべてにおいて妥当な提案である (3点) B: ①～③のうち、2項目が妥当な提案である (2点) C: ①～③のうち、1項目が妥当な提案である (1点) D: 上記以外 (0点)</p>	様式 別紙4-4
					<p>河南ルート</p> <p>【工法選定の背景】 国道309号(発進立坑)～国道170号(到達立坑)の管布設工法については、道路管理者との協議結果及び地下埋設物状況をふまえ、別図6～10に示すとおり、推進工法を採用している。</p> <p>【基本設計案】 基本設計の内容は以下のとおりとしている。 (1) 長距離推進であることから、中大口径推進工法(外装管口径900mm)を採用 (2) 推進工法の縦断勾配は、内挿管施工を考慮し、水平施工(平面曲線推進) (3) 発進立坑の施工方法は矩形(9200×3200)の鋼矢板方式(深さ6.9m) (4) 到達立坑の施工方法は円形φ2500の鋼製ケーシング(深さ15.0m)</p> <p>【施工条件】 実施設計にあたり、推進工法での施工にあたっての条件は以下のとおりである。(別図6～10参照) a: 発進立坑用地は、部分買収及び借地を予定しており、工事ヤードとして使用可能な範囲を別図9に示す。 b: 到達立坑は、中央分離帯を取り壊し、南行きの追越し車線(1車線)内で道路占用し、施工する。 c: 国道170号の北行き車線に埋設されている既設送水管との接続は、不断水分岐工法によって施工する。 d: 不断水分岐立坑は、中央分離帯を取り壊し、北行き及び南行きの追越し車線(各々1車線)内で道路占用し、施工する。 e: 新家地下道施工時の仮設土留(親杭H-300)が残置されている可能性があるため、想定される仮設土留の位置から1.62m(1.5D)以上の水平離隔を確保すること。 f: 推進工法の縦断勾配は片勾配を基本とする(凹凸は不可)。 g: 推進区間は2層構造(外装管+内挿管)とし、推進鋼管及び推進工法用ダクタイル鋳鉄管の採用は不可とする。</p>				
20			<p>・国道309号(発進立坑)～国道170号(到達立坑)において、約420m区間の長距離推進工事を実施するものであるが、一部カーブ推進(最小60R程度)も必要となる。確実に施工を行うための検討内容について、具体的な提案を求める。</p>	<p>以下の項目を満足した安全・確実かつ適切な布設方法について良好な提案となっているか、提案内容に対する概算費用を提示したうえで、実現性及び有効性のある提案内容について評価する。</p> <p>① コスト縮減(立坑深さ等) ② 施工性</p>	4	<p>A: ①、②すべてにおいて妥当な提案である (4点) B: ①、②のうち、1項目が妥当な提案である (2点) C: 上記以外 (0点)</p>	様式 別紙4-5		
			加算点合計		50				